県章

三重県公報

平成30年3月16日（金）
第　2988　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	規　　則		
8	三重県農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則	（担い手支援課）	2
9	三重県土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則	（防災砂防課）	3
10	三重県砂防指定地等管理条例施行規則の一部を改正する規則	（同）	3
	人事委規則		
	三重県人事委員会規則7-30（職員の特地勤務手当等に関する規則）の一部を改正する規則	（人事委員会）	3
	告　　示		
179	三重県立美術館、斎宮歴史博物館及び三重県総合博物館観覧料減免要綱の一部を改正する告示	（文化振興課）	4
180	三重県営ライフル射撃場の利用料金の承認	（スポーツ推進課）	5
181	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	（治山林道課）	5
182	土砂災害警戒区域の指定	（防災砂防課）	6
183	同件	（同）	6
184	同件	（同）	6
185	同件	（同）	7
186	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（同）	7
187	同件	（同）	8
188	同件	（同）	10
189	同件	（同）	12
190	港湾法の規定による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定	（港湾・海岸課）	14
191	同件	（同）	14
192	都市計画事業の事業計画の変更認可	（都市政策課）	15
	公　　告		
	平成29年度後期技能検定特級、1級、2級及び3級に合格した者	（雇用対策課）	15
	基本測量が終了した旨の通知	（公共用地課）	15
	入札参加資格審査申請の提出期間	（建設業課）	16

規　　則

三重県農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月十六日

三重県知事　鈴　木　英　敬

三重県規則第八号

三重県農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

三重県農業大学校条例施行規則（昭和六十一年三重県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表養成科二年課程の表中

「

農業政策	32	2

を

」

「

農業政策	16	1
農業生産工程管理	16	1

に、

」

「

バイオテクノロジー		
フラワーデザイン		

を

」

「

フラワーデザイン		

に、

」

「

営農指導員		

を

」

「

営農指導員		
ＧＡＰ指導員		

に改める。

」

別表養成科一年課程の表中

「

農業政策	32	2

を

」

「

農業政策	16	1
農業生産工程管理	16	1

に、

」

「

バイオテクノロジー		
フラワーデザイン		

を

」

「

フラワーデザイン		

に、

」

「

簿記会計		

を

」

「

簿記会計		
ＧＡＰ指導員		

に改める。

」

附　則

1　この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の日の前日に三重県農業大学校に在籍し、この規則の施行の日以後引き続き三重県農業大学校に在籍する養成科二年課程の者の科目及びその時間数並びに単位数については、この規則による改正前の「農業政策」の科目を履修した者は、この規則による改正後の「農業政策」及び「農業生産工程管理」の科目を履修したものとみなす。

三重県土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月十六日

三重県知事　鈴木英敬

三重県規則第九号

三重県土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則

三重県土採取規制条例施行規則（平成十三年三重県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号を次のように改める。

五　国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター

第二条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県砂防指定地等管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月十六日

三重県知事　鈴木英敬

三重県規則第十号

三重県砂防指定地等管理条例施行規則の一部を改正する規則

三重県砂防指定地等管理条例施行規則（平成十五年三重県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第九号を次のように改める。

九　地方共同法人日本下水道事業団

第十条第十二号を次のように改める。

十二　国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七―三〇（職員の特地勤務手当等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月十六日

三重県人事委員会委員長　竹川博子

三重県人事委員会規則七―三〇（職員の特地勤務手当等に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七―三〇（職員の特地勤務手当等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「。第四条第三項第一号において同じ」を削り、同項第五号中「第四条第三項第二号」を「第四条第三項」に改める。

第四条第三項を次のように改める。

３　条例第十九条の二第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間における職員（その日に平成二十三年度調整対象職員であった者に限る。）に対する前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年三重県条例第四十二号。以下この項において「平成二十三年改正給与条例」という。）の施行の日における平成二十三年改正給与条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十三年改正給与条例第五条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第十号）附則第八項から第十項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第十九条の二第一項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。

第四条第四項中「前項各号」を「前項」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

特　地　公　署

所在地	公署	級地区分
多気郡大台町久豆	松阪建設事務所（大台町駐在）	二級地
多気郡大台町久豆	大台町大杉谷警察官駐在所	
松阪市飯高町森	香肌警察官駐在所	一級地
鳥羽市答志町	答志警察官駐在所	
志摩市浜島町浜島	水産研究所	
志摩市志摩町片田	片田警察官駐在所	
志摩市志摩町越賀	越賀警察官駐在所	
度会郡南伊勢町村山	南島幹部交番	
度会郡南伊勢町田曽浦	南伊勢町宿田曽警察官駐在所	
度会郡南伊勢町礫浦	南伊勢町南海警察官駐在所	

別表第二（第二条関係）

準　特　地　公　署

所在地	公署
松阪市飯高町宮前	飯高幹部交番
鳥羽市浦村町	鏡浦警察官駐在所
鳥羽市相差町	長岡警察官駐在所
志摩市阿児町安乗	安乗警察官駐在所
志摩市阿児町国府	国府警察官駐在所
志摩市阿児町甲賀	甲賀警察官駐在所
志摩市浜島町浜島	浜島警察官駐在所
度会郡大紀町錦	大紀町錦警察官駐在所
度会郡大紀町大内山	大紀町大内山警察官駐在所
度会郡南伊勢町神津佐	南伊勢町神原警察官駐在所

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

告　　示

三重県告示第 179 号

三重県立美術館、斎宮歴史博物館及び三重県総合博物館観覧料減免要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 30 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

三重県立美術館、斎宮歴史博物館及び三重県総合博物館観覧料減免要綱の一部を改正する告示

三重県立美術館、斎宮歴史博物館及び三重県総合博物館観覧料減免要綱（平成 26 年三重県告示第 219 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号及び第 3 号中「第 12 条」を「第 22 条」に改める。

附　則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 180 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県営ライフル射撃場の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県営ライフル射撃場の利用料金の承認（平成 26 年三重県告示第 155 号）は、平成 30 年 3 月 31 日限り廃止します。

平成 30 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　指定管理者

三重県ライフル射撃協会

会長　中村　孝夫

2　利用料金の額

50m 射場

区　　分		1 時間につき（2 時間まで）	1 時間につき（2 時間を超える部分）
個人利用	生徒・学生	200 円	100 円
	一　般	350 円	200 円
専用利用		4,400 円	4,400 円

10m 射場

区　　分		1 時間につき（2 時間まで）	1 時間につき（2 時間を超える部分）
個人利用	生徒・学生	150 円	100 円
	一　般	300 円	150 円
専用利用		3,500 円	3,500 円

備考　1　専用利用とは、施設等を一括して利用する場合をいう。

2　1 時間に満たない時間は、1 時間とする。

3　学生は大学生まで含む。

3　利用料金の承認年月日

平成 30 年 2 月 5 日

4　利用料金の適用年月日

平成 30 年 4 月 1 日

三重県告示第 181 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 30 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市・南牟婁郡紀宝町(以上 1 市 1 町について、次の図に示す部分に限る。)

2　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、熊野市役所及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 182 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 30 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
肱江川左支流、多度川右支流-1	桑名市多度町北猪飼 （詳細は次の図のとおり）	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、桑名建設事務所及び桑名市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 183 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 30 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上比奈知 2	名張市上比奈知 （詳細は次の図のとおり）	土石流
滝之原 1	名張市滝之原 （詳細は次の図のとおり）	土石流
下比奈知 2	名張市下比奈知 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
滝之原 9	名張市滝之原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊賀建設事務所及び名張市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 184 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 30 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
相場川支流-1	いなべ市藤原町鼎 （詳細は次の図のとおり）	土石流
洞谷 2-1	いなべ市藤原町上相場 （詳細は次の図のとおり）	土石流

下相場-1	いなべ市藤原町下相場 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
下相場-2	いなべ市藤原町下相場 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
川合 4-2	いなべ市藤原町川合 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
上之山田 5-2	いなべ市藤原町上之山田 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
川合 6	いなべ市藤原町川合 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
上相場 11-1	いなべ市藤原町上相場 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、桑名建設事務所及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 185 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 30 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
音無川，降ヶ谷	三重郡菰野町大字根の平、大字杉谷 （詳細は次の図のとおり）	土石流
観音谷	三重郡菰野町大字根の平、大字杉谷 （詳細は次の図のとおり）	土石流
洗谷	三重郡菰野町大字根の平、大字杉谷 （詳細は次の図のとおり）	土石流
根の平-9	三重郡菰野町大字根の平、大字杉谷 （詳細は次の図のとおり）	土石流
切畑	三重郡菰野町大字切畑、大字田光 （詳細は次の図のとおり）	土石流
根の平-4	三重郡菰野町大字根の平、大字杉谷 （詳細は次の図のとおり）	土石流
切畑	三重郡菰野町大字切畑 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、四日市建設事務所及び菰野町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 186 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 30 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
肱江川左支流、多度川右支流-2	桑名市多度町北猪飼 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり

猪飼	桑名市多度町猪飼 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
肱江川右支流	桑名市多度町下野代 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
大山田川左支流	桑名市多度町下野代 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
小山-1	桑名市多度町小山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
多度-1	桑名市多度町小山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
多度-2	桑名市多度町小山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
力尾-1	桑名市多度町力尾 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
力尾-2	桑名市多度町力尾 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大久保	桑名市多度町小山 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山辺浦	桑名市多度町御衣野 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下野代	桑名市多度町下野代 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
多度 10	桑名市多度町北猪飼 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西小山 1-1	桑名市多度町小山 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西小山 1-2	桑名市多度町小山 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西小山 2	桑名市多度町小山 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下野代 3	桑名市多度町下野代 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
御衣野 4	桑名市多度町御衣野 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北猪飼 3	桑名市多度町北猪飼 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北猪飼 4-1	桑名市多度町北猪飼 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北猪飼 4-2	桑名市多度町北猪飼 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
戸津 1	桑名市多度町戸津 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
力尾 2	桑名市多度町力尾 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
御衣野 3	桑名市多度町御衣野 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北猪飼 2	桑名市多度町北猪飼 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、桑名建設事務所及び桑名市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 187 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 30 年 3 月 16 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
上比奈知 1	名張市上比奈知（詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
トチノキ谷	名張市滝之原（詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
下比奈知 1	名張市下比奈知（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下比奈知 3	名張市下比奈知（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下比奈知 4	名張市下比奈知（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下比奈知 5	名張市下比奈知（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下比奈知 9	名張市下比奈知（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下比奈知 7	名張市下比奈知（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下比奈知 8	名張市下比奈知（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下比奈知 10	名張市下比奈知（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上比奈知 1	名張市上比奈知（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上比奈知 2	名張市上比奈知（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上比奈知 3	名張市上比奈知（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上比奈知 4	名張市上比奈知（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上比奈知 5	名張市上比奈知・下比奈知（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 1	名張市滝之原（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 2	名張市滝之原（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 3	名張市滝之原（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 4	名張市滝之原（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 5	名張市滝之原（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 6	名張市滝之原（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 7	名張市滝之原（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 8	名張市滝之原（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 15	名張市滝之原（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 19	名張市滝之原（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

滝之原 20	名張市滝之原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 21	名張市滝之原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 10	名張市滝之原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 11	名張市滝之原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 12	名張市滝之原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 13	名張市滝之原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 14	名張市滝之原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 16	名張市滝之原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 17	名張市滝之原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 18	名張市滝之原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 22	名張市滝之原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 23	名張市滝之原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 24	名張市滝之原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 26	名張市滝之原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 25	名張市滝之原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
富貴ヶ丘 1	名張市富貴ヶ丘・夏見 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
富貴ヶ丘 2	名張市富貴ヶ丘・蔵持町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
つつじが丘 1	名張市つつじが丘 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
つつじが丘 4	名張市つつじが丘 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
つつじが丘 5	名張市つつじが丘 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
つつじが丘 2	名張市つつじが丘 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
つつじが丘 3	名張市つつじが丘 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
つつじが丘 6	名張市つつじが丘・下比奈知 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊賀建設事務所及び名張市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 188 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 30 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
相場川支流-2	いなべ市藤原町鼎 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
洞谷 1	いなべ市藤原町上相場 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
洞谷 2-2	いなべ市藤原町上相場 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
相場川支流-3	いなべ市藤原町下相場 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
鼎 1-1	いなべ市藤原町鼎 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鼎 2	いなべ市藤原町鼎 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鼎 3	いなべ市藤原町鼎 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鼎 5	いなべ市藤原町鼎 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鼎 6	いなべ市藤原町鼎 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
米野 1	いなべ市藤原町上相場 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上之山田 1	いなべ市藤原町上之山田 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上之山田 2	いなべ市藤原町上之山田 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上之山田 3	いなべ市藤原町上之山田 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上相場 1	いなべ市藤原町上相場 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上相場 2-1	いなべ市藤原町上相場 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上相場 4	いなべ市藤原町上相場 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上相場 5	いなべ市藤原町上相場 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上相場 6	いなべ市藤原町上相場 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上相場 7	いなべ市藤原町上相場 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下相場-3	いなべ市藤原町下相場 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川合 1	いなべ市藤原町川合 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川合 2	いなべ市藤原町川合 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川合 3	いなべ市藤原町川合 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川合 4-1	いなべ市藤原町川合 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
市場-1	いなべ市藤原町市場 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
市場-2	いなべ市藤原町市場 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

鼎 11	いなべ市藤原町鼎 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上之山田 5-1	いなべ市藤原町上之山田 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上相場 12	いなべ市藤原町上相場 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
市場 2	いなべ市藤原町市場 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鼎 8	いなべ市藤原町鼎 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鼎 9	いなべ市藤原町鼎 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鼎 10	いなべ市藤原町鼎 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上相場 9	いなべ市藤原町上相場 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上之山田 4	いなべ市藤原町上之山田 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上相場 11-2	いなべ市藤原町上相場 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長尾 1	いなべ市藤原町長尾 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川合 5	いなべ市藤原町川合 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鼎 1-2	いなべ市藤原町鼎 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上相場 2-2	いなべ市藤原町上相場 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上相場 2-3	いなべ市藤原町上相場 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
市場 3	いなべ市藤原町市場 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下野尻 2	いなべ市藤原町川合 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、桑名建設事務所及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 189 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 30 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
根の平-8	三重郡菰野町大字根の平、大字杉谷 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
山合川	三重郡菰野町大字田口 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
根の平-7	三重郡菰野町大字根の平、大字杉谷 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり

根の平-1	三重郡菰野町大字根の平、大字杉谷 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
根の平-2	三重郡菰野町大字根の平、大字杉谷 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
根の平-5	三重郡菰野町大字根の平、大字杉谷 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
小島 1	三重郡菰野町大字小島 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小島 3	三重郡菰野町大字小島 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉谷	三重郡菰野町大字杉谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田口 5	三重郡菰野町大字田口 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田光 2	三重郡菰野町大字田光 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉谷 2	三重郡菰野町大字杉谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
根の平 2	三重郡菰野町大字根の平、大字杉谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉谷 13	三重郡菰野町大字杉谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉谷 5	三重郡菰野町大字杉谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
根の平 6	三重郡菰野町大字根の平、大字杉谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉谷 9	三重郡菰野町大字杉谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉谷 11	三重郡菰野町大字杉谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
切畑 1	三重郡菰野町大字切畑 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
切畑 2	三重郡菰野町大字切畑 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
切畑 3	三重郡菰野町大字切畑 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田口 8	三重郡菰野町大字田口 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小島 5	三重郡菰野町大字小島 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田光 3	三重郡菰野町大字田光 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田口 10	三重郡菰野町大字田口 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉谷 1	三重郡菰野町大字杉谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉谷 3	三重郡菰野町大字杉谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉谷 4	三重郡菰野町大字杉谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉谷 14	三重郡菰野町大字杉谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

杉谷 8	三重郡菰野町大字杉谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉谷 7	三重郡菰野町大字杉谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小島	三重郡菰野町大字小島 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田口 9	三重郡菰野町大字田口 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小島 6	三重郡菰野町大字小島 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田口 7	三重郡菰野町大字田口 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
永井 1	三重郡菰野町大字永井 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、四日市建設事務所及び菰野町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 190 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 37 条の 11 第 1 項の規定により、次のとおり賀田港に放置等禁止区域及び放置等禁止物件を指定します。

平成 29 年三重県告示第 859 号は廃止します。

平成 30 年 3 月 16 日

賀田港港湾管理者の長
三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　指定区域の範囲

三重県尾鷲市賀田町及び曽根町地先（賀田港港湾区域、港湾隣接地域及び臨港地区の全域）

2　指定物件

次の(1)及び(2)の船舶、又は(1)及び(2)の船舶由来の破砕物、ごみ、汚物、廃物及びその他物件とします。

(1)　通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶

(2)　現に浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶

ただし、次の(3)から(6)までの船舶は除きます。

(3)　漁船法、船舶法及び小型船舶の登録等に関する法律により登録された船舶

(4)　国又は地方公共団体が所有する船舶

(5)　港湾管理者が水域使用（係留）許可をした船舶

(6)　高潮・台風等によりやむをえず避難した船舶

3　指定に係る図書

指定の範囲を示す図面については、三重県県土整備部港湾・海岸課及び三重県尾鷲建設事務所に備え置いて縦覧に供し、指定区域周辺に関係文書を掲示します。

4　適用の日

平成 30 年 3 月 26 日（月）

三重県告示第 191 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 37 条の 11 第 1 項の規定により、次のとおり引本港に放置等禁止区域及び放置等禁止物件を指定します。

平成 29 年三重県告示第 860 号は廃止します。

平成 30 年 3 月 16 日

引本港港湾管理者の長
三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　指定区域の範囲

三重県北牟婁郡紀北町相賀及び引本浦地先（引本港港湾区域及び港湾隣接地域の全域）

2　指定物件

次の(1)及び(2)の船舶、又は(1)及び(2)の船舶由来の破砕物、ごみ、汚物、廃物及びその他物件とします。

(1)　通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶

(2)　現に浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶

ただし、次の(3)から(6)までの船舶は除きます。

(3)　漁船法、船舶法及び小型船舶の登録等に関する法律により登録された船舶

(4)　国又は地方公共団体が所有する船舶

(5)　港湾管理者が水域使用（係留）許可をした船舶

(6)　高潮・台風等によりやむをえず避難した船舶

3　指定に係る図書

指定の範囲を示す図面については、三重県県土整備部港湾・海岸課及び三重県尾鷲建設事務所に備え置いて縦覧に供し、指定区域周辺に関係文書を掲示します。

4　適用の日

平成 30 年 3 月 26 日（月）

三重県告示第 192 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 30 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　施行者の名称

鈴鹿市

2　都市計画事業の種類及び名称

鈴鹿都市計画道路事業

3・3・51 号　汲川原橋徳田線

3　事業施行期間

平成 23 年 11 月 8 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

4　事業地

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

変更なし

公　　告

平成 29 年度後期技能検定特級、1 級、2 級及び 3 級に合格した者は、次のとおりです。

平成 30 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

「次」は省略し、合格者の受検番号を三重県職業能力開発協会（津市栄町 1 丁目 954 番地　三重県栄町庁舎 4 階）に備え置いて縦覧に供します。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が平成 30 年 2 月 28 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成 30 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　作業種類

基本測量（防災対策地域水準測量）

2　作業地域

尾鷲市、熊野市、多気郡大台町、度会郡大紀町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町

三重県建設工事執行規則（昭和 39 年三重県規則第 16 号）第 4 条第 4 項の規定による入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等）の期間を次のとおり定めましたので、公告します。

平成 30 年 3 月 16 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　受付期間、場所等

県内に本店を有する者、県外に本店を有する者いずれも受付期間及び場所は、次のとおりとし、郵送によるもののみの受付とします。

年　月　日（曜日）	場　　所
平成 30 年 4 月 2 日（月）から 平成 31 年 4 月 1 日（月）まで	〒514-0002 公益財団法人　三重県建設技術センター （津市島崎町 56 番地）

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、

平成 30 年 4 月 2 日から同年 7 月 2 日までの受付分・・・平成 30 年 8 月 1 日から平成 34 年 5 月 31 日まで

平成 30 年 7 月 3 日から同年 10 月 1 日までの受付分・・・平成 30 年 11 月 1 日から平成 34 年 5 月 31 日まで

平成 30 年 10 月 2 日から平成 31 年 1 月 4 日までの受付分・・・平成 31 年 2 月 1 日から平成 34 年 5 月 31 日まで

平成 31 年 1 月 5 日から同年 4 月 1 日までの受付分・・・平成 31 年 5 月 1 日から平成 34 年 5 月 31 日まで

また、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）に係るものについては、別に三重県公報に登載された受付期間、受付場所、送付方法及び名簿登録期間となります。

2　問い合わせ先

三重県津市広明町 13 番地

三重県県土整備部建設業課

電話　059-224-2723

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/